

入 札 説 明 書

この入札説明書は、岩手県が発注する委託業務契約に関し、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を明らかにするものである。

1 業務概要

- (1) 業 務 名 福祉・消費生活関連相談拠点施設（仮称）新築工事に伴う工損調査（事前）業務委託
- (2) 履行場所 盛岡市住吉町及び若園町地内
- (3) 業務内容 工損調査（事前調査）

名称	数量
木造建物C 70 m ² 未満	1 棟
木造建物A 70 m ² ～130 m ²	3 棟
木造建物A 130 m ² ～200 m ²	4 棟
工作物 300 m ² ～630 m ²	1 箇所

- (4) 業務日数 60 日間

2 入札参加資格

(1) 業務実績

- ア 業務実績と認められるものは、業務が完成し、申請書の受付期限の日までに引渡し完了しているものに限ること。
- イ 業務実績の確認は、数量、規模、方法等を具体的に挙証できる資料（契約書、仕様書、図面等の写し）により行うものとし、当該業務の発注者の証明書等によるものは認めないこと。
- ウ 受注実績については、発注者から直接委託を受けた業務であるものとし、発注者は、国、地方公共団体、民間であるかは問わないこと。

(2) 管理技術者

- ア 管理技術者は、業務経験時の地位がより高い者が望ましいこと。また、業務経験時の状況が見習いの場合、実質的に業務に関与していなかった場合は、経験として認めないこと。
- イ 管理技術者の業務経験は、業務の着手から完成まで携わった者を原則として認めるものであるが、社内人事等の都合で一部の期間携わらなかった者でも認められる場合があること。ただし、著しく短期間の経験である場合は認めないこと。
- ウ 管理技術者については、他の業務（国、市町村等発注委託業務を含む。）と重複して申請することができること。
- エ 管理技術者を重複して申請した場合において、他の業務を落札した場合に、資格要件を満たす管理技術者を配置することができなくなり、本業務の遂行が不可

能となるときは、入札してはならない。なお、管理技術者の変更は、病休・死亡・退職等合理的な理由がない限り、原則として認めない。

オ 他の委託業務を落札したことにより、資格要件を満たす技術者を配置できないにも関わらず入札した結果、本業務における成果品等に支障があった場合は、建設関連業務に係る指名停止措置基準に基づき、指名停止の措置を行うことがあること。

3 資本関係等のある者の参加制限

(1) 次のいずれかに該当する関係がある複数の者は、同一委託業務の入札に重複して入札参加申請書を提出することはできない。なお、上記の関係がある複数の者から申請があった場合は、その全者の入札参加を認めないものとする。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- ア) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。イ)において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。イ)において同じ。）の関係にある場合
- イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、ア)については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (a) 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (b) 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (c) 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
 - (d) 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - b 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - c 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - d 組合の理事
 - e その他業務を執行する者であって、a から d までに掲げる者に準ずる者

- イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
 - ロ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (2) 入札参加希望者が、(1)の制限を遵守する目的で辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、公正な入札の確保の規定に抵触するものではない。

4 入札、開札の日時及び場所

令和 7 年 11 月 25 日（火） 午前 10 時

場所 岩手県盛岡市内丸 11 番 1 号 盛岡地区合同庁舎 8 階講堂 B

- (1) 入札場には入札参加者又はその代理人並びに入札執行職員及び立会い職員以外の者は入場することができない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することができない。
- (3) 入札参加者又はその代理人が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者又はその代理人を入札場から退去させ、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。

5 入札書に関する事項

入札書には、下記を記載の上、押印すること。

- (1) 入札年月日
- (2) 頭書に「入札書」である旨記載
- (3) 入札参加者の住所、氏名及び印（法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の氏名及び印。委任された者が入札を行う場合は、委任者住所、氏名、受任者氏名・印）
- (4) 宛名は「岩手県知事」とする。
- (5) 入札金額
- (6) 入札件名

6 入札の方法等

- (1) 入札の金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する消費税及び地方消費税を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 入札書は、4に定める日時及び場所に持参するものとし、郵便、電報、電送その他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札書の金額以外の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し、入札参加者の印で押印をしなければならない。
また、一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (4) 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に委任状を提出しなければならない。

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 競争入札の参加資格のない者がした入札の場合
- (2) 入札書に所定の記名押印のない入札の場合
- (3) 金額を訂正した入札の場合
- (4) 誤字脱字等により必要事項が確認できない入札の場合
- (5) 同一入札の参加者又は代理人が2つ以上の入札をした入札の場合
- (6) 代理人が提出した入札で、委任状が提出されていない入札の場合
- (7) 入札参加者又はその代理人が同時に他の入札参加者の代理をした入札
- (8) 明らかに連合によると認められる入札
- (9) 他の入札参加者の入札参加資格を妨害する行為又は入札事務担当職員の職務執行を妨害する行為を行った者の入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札の場合

8 落札者の決定方法

- (1) 本件委託業務に係る入札公告及び入札説明書で示した全ての要件を満たしている者であって、会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第100条の規定により決定された予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) (2)の同価格の入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、当該入札者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定する。
- (4) 落札者が契約者の指定する期日に契約を締結しないときは、落札を取り消すことがある。

9 再度入札に関する事項

- (1) 初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札に付する。
- (2) 再度の入札においても落札者がいない場合も、なお同様とする。

10 契約保証金に関する事項

- (1) 契約保証金は契約金額の10分の1以上の額とする。

ただし、岩手県会計規則（平成４年３月３１日規則第２１号）第１１２条に該当する場合は、契約保証金の全部または一部の納付を免除する。

- （２） 契約保証金には利息を付さない。
- （３） 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。

11 契約に関する事項

- （１） 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- （２） 契約条項は別添契約書案のとおりとする。
- （３） 落札者の決定後、契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が入札公告又は入札説明書に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、契約を締結しない。
- （４） 契約の締結及び履行に関する費用については、全て落札者の負担とする。
- （５） 入札結果等の公表については、契約完了後に県ホームページ等で公表することとし、公表までの間は、結果等の問い合わせ等には一切応じない。

12 その他

- （１） 入札参加者が本件入札又は契約に関して要した費用については、全て入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。
- （２） 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
岩手県保健福祉部保健福祉企画室管理担当
〒020-8570 岩手県内丸 10 番 1
電話番号 019-629-5408 F A X 019-629-5419